

岐阜県公報

目 次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十七号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項第二十九号中「を受ける」を「に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる」に改め、「六日」の下に「当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日」を加える。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日にあたるときは翌日)

令和三年十二月二十一日

令和三年十二月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社